

鳥取市農地賃借料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地賃借料補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新規就農者の農地の賃借料に対して助成を行い、就農初期の負担軽減を図ることを目的として交付するものとする。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者とする。

(補助事業)

第4条 本補助金は、補助対象事業者が設定期間を3年以上とする賃借権を設定し、農地を借り入れた場合の農地に係る賃借料（補助対象事業者の要件を満たした以後であって、かつ、就農から5年を経過するまでの賃借料に限る。なお、年額支払いを行う場合で、対象月数が12月に満たない場合は、月割り計算した額（1円に満たない端数は切り捨て）とする。）を対象とする。ただし、3親等以内の親族の農地を借り入れた場合及び物納により賃借料の支払いをする場合の農地に係る賃借料は、対象外とする。

(補助金の額)

第5条 本補助金は、前条に規定する賃借料（申請日の属する年度に支出したものに限り。）の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

2 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(着手届けを要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号及び第2号に規定する事業以外のすべての事業に係る場合とする。

(実績報告)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月11日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月8日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日から施行し、平成26年度事業から適用する。ただし、この要綱の施行前に青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条に規定する就農計画の認定を受けた者に対する改正後の第3条の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。